

議案第14号

勝山市介護保険条例の一部改正について

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年6月9日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免申請書の提出期限の特例を定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例

勝山市介護保険条例(平成12年勝山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,600円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中26,600円とあるのは、<u>42,500円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中26,600円とあるのは、<u>51,400円</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,300円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中26,600円とあるのは、<u>35,400円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中26,600円とあるのは、<u>49,600円</u>と読み替えるものとする。</p>

(保険料の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) (略)

2 (略)

附 則

(新設)

(保険料の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) (略)

2 (略)

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免申請書の提出期限の特例)

第8条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により第10条第1項第2号、第3号又は第5号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払いの日)が定められているもの(市長が別に定める保険料を除く。)に限る。)の減免を受けようとする場合における第11条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第10条第1項3号から第5号まで及び附則第8条の規定は、令和2年2月1日から、第5条第2項から第4項までの規定は令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の勝山市介護保険条例第5条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。